

# 投資信託振替決済口座管理約款

## 第1条（約款の趣旨）

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を、株式会社 三十三銀行（以下「弊社」といいます。）に開設するに際し、弊社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

## 第2条（振替決済口座）

振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として弊社が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 弊社は、お客様が投資信託についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

## 第3条（振替決済口座の開設）

振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から弊社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

- 2 弊社は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付もしくは弊社ホームページへの掲載をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

## 第3条の2（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関連法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号・以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客様の共通番号を弊社にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

## 第4条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様または弊社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

## 第5条（弊社への届出事項）

「振替決済口座設定申込書」に押印された印影および記載された住所、名称、共通番号等をもって、お届出の印鑑（以下「お届出印」といいます。）、住所、名称、共通番号等とします。

## 第6条（振替の申請）

お客様は、振替決済口座に記載または記録されている投資信託について、次の各号に定める場合を除き、弊行に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
  - (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの
  - (3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（弊行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - (4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（弊行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - (5) 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に弊行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - (6) 販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
    - ① 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
    - ② 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
    - ③ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（弊行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
    - ④ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、弊行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
    - ⑤ 償還日
    - ⑥ 償還日翌営業日
  - (7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- 2 お客様が振替の申請を行うにあたっては、その5営業日前までに、次に掲げる事項を弊行所定の依頼書に記入の上、お届出印により記名押印（または署名）してご提出下さい。
- (1) 減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託の銘柄および口数
  - (2) お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - (3) 振替先口座およびその直近上位機関の名称
  - (4) 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - (5) 振替を行う日
- 3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示して下さい。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示して下さい。
- 5 弊行に投資信託の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまずに投資信託の振替の申請があったものとして取扱います。

## 第7条（他の口座管理機関への振替）

弊行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、弊行は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、弊行で投資信託を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（弊行名および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡下さい。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行なわれないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ弊行所定の振替依頼

書によりお申し込み下さい。

- 3 弊行がお客様からのお申し出により、第1項の規定に基づき他の口座管理機関への振替を行った場合には、所定の費用をいただくことがあります。

#### 第8条（担保の設定）

お客様の投資信託について、担保を設定される場合は、弊行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、弊行所定の手続きによる振替処理により行います。

#### 第9条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託について、償還、お客様の請求による解約もしくは弊行への買取請求が行われる場合には、当該投資信託について、お客様から弊行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、弊行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

#### 第10条（償還金、解約金および収益分配金の代理受領等）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、弊行がお客様に代わって当該投資信託の受託銀行からこれを受領し、お客様があらかじめ指定する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に入金します。

#### 第11条（お客様への連絡事項）

弊行は、投資信託について、次の事項をお客様にご通知します。

- (1) 償還期限（償還期限がある場合に限りです。）
- (2) 残高照合のための報告
- (3) お客様に対して機構から通知された事項
- 2 前項の残高照合のための報告は、投資信託の残高に異動があった場合に、弊行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通ずる場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに弊行の管理部署に直接ご連絡ください。当該通知の到着後、15日以内にご連絡がなかった場合、弊行は、その記載事項のすべてについて承諾いただいたものとして取り扱わせていただきます。
- 3 弊行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 弊行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める通知に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、弊行が定めるところにより当該通知を行わないことがあります。

#### 第12条（届出事項の変更手続き）

印鑑を失ったとき、または印鑑、氏名もしくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに弊行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑登録証明書」「戸籍抄本」「住民票の写し」等の書類をご提出願うことがあります。

- 2 前項により届出があった場合、弊行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影・氏名もしくは名称・住所等をもって届出の印鑑・氏

名もしくは名称・住所等とします。

### 第 13 条 (弊行の連帯保証義務)

機構または日本証券代行株式会社(上位機関)が、振替法等に基づき、お客様(振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、弊行がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 投資信託の振替手続きを行った際、機構または日本証券代行株式会社(上位機関)において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託の超過分(投資信託を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- (2) その他、機構または日本証券代行株式会社(上位機関)において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

### 第 14 条 (機構において取り扱う投資信託の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

弊行は、機構において取り扱う投資信託のうち、弊行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 弊行は、弊行における投資信託の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

### 第 15 条 (成年後見人等の届出)

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって弊行に届出ください。

- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって弊行に届出ください。
- 3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届出ください。
- 4 前三項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届出ください。
- 5 前四項の届出の前に生じた損害については、弊行は責任を負いません。

### 第 16 条 (反社会的勢力との取引拒絶)

証券振替決済口座は、第 18 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に開設することができるものとし、第 18 条第 2 項各号のいずれかにでも該当する場合には、弊行は振替決済口座の開設をお断りするものとします。

### 第 17 条 (取引の停止)

弊行がお客様へ送付した郵便物等が返戻された場合、お客様が氏名もしくは住所等を偽っている疑いがある場合または第三者がお客様になりすましている疑いがある場合等において、弊行は、お客様に本人確認書類の再提出等を求めることにより、お客様が本人であることを再確認することがあります。

- 2 お客様が第 1 項の手続きに適切に応じただけでない場合には、弊行はお客様に通知することなく、お客様の取引またはサービスの提供の全部あるいは一部を停止することがあります。
- 3 お客様から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関連する法令、または経済制裁関係法令等への抵触の恐れが解消されると弊行が認める場合、弊行は取引またはサービスの提供を再開するものとします。

### 第 18 条 (解約等)

次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は解約されます。この場合、弊行から解約の通知があったときは、直ちに弊行所定の手続きをとり、投資信託を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を換金し、現金によりお返しすることがあります。第 4 条による弊行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。また、この契約の解約によって生じた損害について、弊行は責任を負いません。

- (1) お客様から解約のお申し出があった場合
  - (2) お客様が手数料を支払わないとき
  - (3) お客様がこの約款の定めに違反したとき
  - (4) お客様に相続の開始があったとき
  - (5) 振替決済口座におけるお客様の投資信託の残高が一定期間以上ないとき
  - (6) 指定預金口座が解約されたとき（休眠口座となった場合も含みます）
  - (7) 銀行合併等の決定により将来的に特定口座が重複することを解消する必要があるとき
  - (8) やむを得ない事由により、弊行が契約の解約を申し出たとき
- 2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると弊行が判断し、お客様と取引を継続することが不適切である場合には、お客様に通知することにより、この契約を解約することができるものとします。この場合、弊行は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または解約の手続きを行います。なお、この契約の解約により弊行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- (1) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、弊行が解約を申し出たとき
  - (2) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明したとき
    - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - (3) お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき
    - ①暴力的な要求行為
    - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊行の信用を毀損し、または弊行の業務を妨害する行為
    - ⑤その他①から④に準ずる行為
- 3 前二項による投資信託の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。
- 4 第1項または第2項の規定に基づき、お客様の投資信託を換金する場合には、弊行の定める方法により、解約をします。

### **第19条（緊急措置）**

法令の定めるところにより投資信託の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、弊行は臨機の処置をすることができるものとします。

### **第20条（免責事項）**

弊行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または弊行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替または抹消に直ちには応じられない場

合に生じた損害

- (5) 前号の事由により投資信託の記録が滅失等した場合、または第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第 19 条の事由により弊行が臨機の処置をした場合に生じた損害

### 第 21 条 (お客様情報等の取扱い)

米国政府および日本政府からの要請により、弊行は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として次の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があるとして弊行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の交付またはホームページへの掲載をもって、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることおよび提供に必要なお客様の情報 (米国納税者番号等) を開示することについてお客様が同意していただいたものとして取扱います。

- (1) 米国における納税義務のある個人、法人またはその他の組織
- (2) 米国における納税義務のある個人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織
- (3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法第 1471 条および第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

### 第 22 条 (約款の変更)

この契約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 584 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項によるこの契約の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

### 第 23 条 (合意管轄)

この約款に基づく取引に関する訴訟については、弊行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、弊行が管轄裁判所を指定できるものとします。

附則

この約款は 2021 年 5 月 1 日より適用します。

この約款は 2024 年 1 月 1 日より変更します。

以 上